

WTO非農産品市場アクセス交渉 モダリティ要素の議長案(5月16日)の概要

議長案の位置づけ

この議長案は、何らかの合意された要素を示すものでもなく、加盟国の立場を予断するものでもない。これは、包括的なものではなく、むしろ考え得るモダリティの基本要素を列挙したものとみなされるべきであり、今後、調整、追加等が必要。

この基本要素の案が、建設的な議論を刺激することを希望。今後、貿易と開発を促進する主要要素としてこれまで市場開放を実現してきた基礎の上に、WTOの多角的貿易体制の統一性を維持すること及び途上国に対する特別かつ異なる待遇を交渉の不可欠の部分とすることの重要性を旨に、交渉が行われることを期待。

1. 関税の引下げ方式（フォーミュラ）

関税の引下げ方式：下に掲げるフォーミュラを提案。これは次の意味を持つ。

- ・ 個別品目一律下げ。高関税品目ほど大きく引き下げるスイスフォーミュラ類似の方式。
- ・ 同一国の中で関税水準にバラつきがある場合に、これを平準化。
- ・ 同一の関税率の品目について、平均関税率の低い国ほど大きな削減幅、平均関税率の高い国ほど小さな削減幅となるので、各国間の関税格差が縮まらない（平均関税率の高い国に有利）。

$$t_1 = \frac{B \alpha_a \alpha_0}{B \alpha_a + t_0}$$

t_1 = 削減後の税率

t_0 = 現行の譲許税率

α_a = 各国ごとの平均関税率

B = 今後各国が交渉によって決められる係数

（注） $B \times \alpha_a$ がスイスフォーミュラの係数（各国ごとに異なる）となる

2. 分野別アプローチ

途上国の関心品目について関税撤廃（以下の品目を提案）

- ・ 電気・電気製品、魚及び魚製品、履き物、皮革、自動車部品、宝石及び貴金属、繊維及び衣服

3．途上国及び後発開発途上国への追加的規定

途上国に対し、より長い実施期間、一定割合の品目について非譲許を認める等の特別かつ異なる扱い

先進国等は、非農産品について、後発開発途上国へ無税無枠措置

4．追加的モダリティ

1のフォーミュラ、2の分野別アプローチによる関税撤廃・削減を、分野別関税相互撤廃（ゼロゼロ）、分野別ハーモナイゼーション、リクエスト・オファーにより補完することを提案

低関税の撤廃について検討

5．非関税障壁

対象とする非関税障壁の明確化、検証を継続

明確化された非関税障壁については、リクエスト・オファー方式、セクター別方式、分野横断方式を含むモダリティにより交渉

（問い合わせ先）

総合食料局国際経済課 前川

03-3502-8111（代表） 3282（内線）

03-3591-5059（直通）

林野庁林政部木材貿易対策室 澤山

03-3502-8111（代表） 6183（内線）

03-3502-7830（直通）

水産庁漁政部漁政課 八木

03-3502-8111（代表） 7056（内線）

03-3591-5613（直通）